農業振興地域整備計画における農用地利用計画の農用地区域からの除外申出提出書類

No.	書類名	部数	内　容
1	農用地除外申出書	1	・必要事項を記入の上、提出すること ・別紙により連名での申請も可とする（所有者の押印要）
2	農地移動調書	1	・別紙により連名での申請も可とする（所有者の押印要）
3	土地改良区等の意見書	1	・土地改良区の受益地内に除外目的地がある場合
4	土地の登記事項証明書	1	・原本（全部事項証明書に限る）
5	法人の登記事項証明書	1	・除外申請者が法人の場合
6	公図（字絵図）の写し等	1	・除外目的地を赤色で表示すること
7	位置図	1	・住宅地図の写し等（除外目的地を赤色で表示すること）
8	土地利用計画図	1	・以下の内容を具体的に記入すること ①土地造成・構造物の計画図 ②計画建物等の立面図・平面図（寸法・面積等を記入） ③除外目的地（計画建物内等）に設置する予定の機械や資材、車両等の種類と台数等を具体的に記入すること ④乗り入れ口 ⑤土砂流出対策と排水処理（汚水・雨水等の排水先）
9	当該地の選定理由書 （任意様式）	1	・除外目的地を当該地に選定した理由を次の観点から簡潔に記入してください ①農振農用地区域以外に代替すべき土地がないこと ②除外により、土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと ③効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないこと ④除外により、農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないこと ⑤農業基盤整備事業完了後８年を経過したものであること
10	その他	適宜	※申出内容により、上記以外の書類の提出を求める場合があります

※上記書類は、原則としてＡ４版での提出してください。（他のサイズとなる場合は折りたたむこと。）

※建築基準法等関係法令に適合するかどうかは、あらかじめご確認の上、書類の提出をしてください。

※農用地区域への編入の場合は、別紙「農用地区域編入申出書」により申請してください。

＜問い合わせ＞　※提出先は、役場又は自治会館となりますのでご注意ください。

養老町役場　産業建設部　産業観光課（農業振興係）ＴＥＬ：０５８４－３２－１１０８（直通）